

第71号議案

滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正について

滋賀県心の教育相談センター設置規程（平成2年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正について

第1条第1項中「行い、学校への復帰等を促す」を「行う」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正について

### 1 改正理由

国の示す不登校児童生徒への支援の在り方や、滋賀県心の教育相談センターの相談状況の多様化に対応するため、滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部を改めるもの。

### 2 改正内容

滋賀県心の教育相談センターの設置の目的から、学校への復帰等を促す旨の表記を削除する。

### 3 施行日

令和6年4月1日

滋賀県心の教育相談センター設置規程新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 不登校児童生徒等に対する相談および支援を<u>行い、学校への復帰等を促す</u>ため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に滋賀県心の教育相談センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 不登校児童生徒等に対する相談および支援を<u>行う</u>ため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に滋賀県心の教育相談センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条以下 省略</p>